

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 5月の主な成立法令一覧
3. 5月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 5月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
5. 発刊書籍＜解説＞

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事】

(1) 最二判平成14年7月12日判タ1109号138頁 平成14年（許）第2号 推定相続人廃除申立て却下審判に対する抗告事件

→法務速報16号14番で紹介済

(2) 最一判平成14年10月10日判タ1109号134頁 平成14年（受）第240号 供託金還付

請求権確認及び譲受債権請求事件

→法務速報22号5番で紹介済

(3) 最二判平成14年11月8日判タ1111号135頁 平成14（受）1556

→法務速報19号1番で紹介済

(4) 東京高判平成13年2月6日判タ1109号198頁 平成12年（ネ）第1745号 損害賠償

請求控訴・同附帯控訴事件

→法務速報2号7番で紹介済

(5) 大阪高判平成14年5月16日判タ1109号253頁 平成13年（ネ）第3322号 ビル使用禁止、管理費等請求控訴事件

管理費等の滞納が建物の区分所有等に関する法律（区分所有法）6条1項の「区分所有者の共同の利益に反する行為」に当たることを認めながらも、滞納者に同法58条によるその専有部分の使用を禁止することによって当該滞納者が滞納管理費を支払うようになるという関係にはなく、専有部分の使用を禁止しても他の区分所有者に何らかの利益がもたらされることもないため、管理費等の滞納と専有部分の使用禁止とは関連性がないとして、滞納者に対する専有部分の使用禁止請求が認められなかった事案。

(6) 大阪高判平成14年6月21日判時1812号101頁 平成10年（ネ）第2887号建物等買取請求控訴事件・附帯控訴事件

1 区分所有法61条7項に基づく建物買取請求権の法的性質は形成権であり、その意思表示により直ちに当事者間に売買が成立した効果が発生し、相手方は買取請求権が行使された時点の時価による売買代金債務が発生する。

2 （阪神淡路大震災により倒壊したマンションの建物について、復旧決議に反した区分所有者により）買取請求権が行使された建物について、大規模に損壊（一部滅失）した状態ではあるが、復旧工事を加えて存続すべき建物が存在するのであるから、本件建物の時価は、損壊した状態のままの、前記基準時における建物及び敷地の価格をいうと解される。

(7) 東京高判平成14年9月11日判時1811号97頁 平成12年（ネ）4147号、24561号

皮疹の治療のため、薬剤の投与を受けた患者が中毒性表皮壊死症を発症したケースにおいて、医師が、重篤な副作用が報告されている薬剤を同時に複数処方する場合、患者にその副作用等を説明することは望ましいことであると考えられるが、全ての副作用、特にまれにしか起こらない副作用に関する説明をなすことが現実には困難であることなどの事情に鑑みると、患者に対し、薬剤を処方するに際して、具合が悪くなったら服用を中止するように注意している以上、薬剤の副作用について具体的な説明がなくとも違法とまでいうことはできないとした事例。

(8) 東京高決平成14年11月8日金法1672号36頁 平成14年（ラ）第1531号

1階部分と2階部分とが階層的に独立した区分所有の対象となっている1棟の建物について、第1順位の抵当権設定時に1棟の建物の全区分所有建物とその敷地の所有者が同一であり、かつ、一部の区分所有建物のみが売却されて敷地所有者と別の所有者に帰することになった場合、当該区分所有建物の存立のために必要な限度で法定地上権が成立する。

(9) 東京高判平成14年12月19日判時1808号69頁 平成14年（ネ）2171号

商品先物取引に関する知識及び経験のない主婦に対し、過大な商品先物取引の勧誘が行われたケースにおいて、商品取引員の社内規則等にその旨の規定が存在するか否かに関わらず、商品取引員には新規委託者保護育成義務が一般的な注意義務として求められているものと解されるとして、同義務に違反して、新規委託者に損失を被らせた時は、特段の事情がない限り、当該新規委託者に対する不法行為を構成するというべきであるとして、主婦の請求を認めた事例。

(10) 名古屋高判平成15年1月21日金法1673号44頁 平成13年（ネ）第825号

無権利者が盗取された預金通帳と偽造された払戻請求書を用いて普通預金の払戻請求を行い銀行の払戻担当が無権利者と気づかず払戻を行った場合に、払戻請求者が防犯カメラに写りにくい場所に位置し帽子を目深にかぶって顔がカメラに写らないような姿勢を続けるなど不審ともいえる行動をしていること、払戻が銀行の開店時間直後に預金額の全額に近い額を引き出したものであること、払戻請求印は届出印よりも外枠の横の長さが0.5mm以上長いこと、本件預金口座は開設以来本件払戻までキャッシュカードのみ利用して出し入れされており本件払戻が窓口利用の最初であったこと等の事情から、払戻担当の過失を認め、準占有者に対する弁済と認めなかった事例。

(11) 東京高判平成15年2月13日金法1672号32頁 平成14年（ネ）第5063号

貸主がその費用の大部分を負担して借主の指定する仕様による建物を建築し賃貸する賃貸借契約（いわゆる「オーダーメイド賃貸」）においては、貸主が、通常の賃貸借契約と異なり、汎用性を欠く建物を多額の費用で建築しその投下資本を回収するリスクを負担している事情があるところ、当該契約における賃料改定条項中の賃料が「著しく不相当となったとき」との文言につき、そのような事情を考慮しても、なお、約定賃料額を継続するのが当事者間の公平に反し、不相当といえるような経済事情の変動あるいは近隣との賃料格差が生じた場合をいうと解するのが相当とした事例。

(12) 東京地判平成14年5月17日金法1674号116頁 平成12年（ワ）第23872号（本訴）

平成13年(ワ)第7448号(反訴)

動産の先取特権者は、物上代位の目的債権が譲渡され第三者に対する対抗要件が備えられた後においては、債権譲受人に対し、目的債権を差し押さえて物上代位権の優先権を主張することができない。

(13) 東京地判平成14年5月20日金法1674号106頁 平成9年(ワ)第11614号

銀行Xが、先天的聴覚障害者で日常会話を手話に依存していたYとの間で保証契約及び根抵当権設定契約を締結するに際し、Xの担当者が、契約内容を説明するにあたって、手話通訳者を付けず口頭及び身振りで契約内容を説明したにすぎなかった場合、手話通訳者を付けることが望ましい状況であったとはいえるが、本件契約書への署名押印に至る経過等に鑑みれば、Yにおいて契約書に記載された「保証」「根抵当権」という用語を理解するに至っていた可能性を否定できず、従って、Yが本件契約書の内容を理解しないままこれらに署名押印したものと認められないから錯誤を認めることはできないとした事例。

(14) 東京地判平成14年7月16日金法1673号54頁 平成11年(ワ)第22152号

大規模ビルを目的とするサブリース契約における賃貸借契約において、賃貸人、賃借人間の合意により賃料を変更する場合には、賃貸人である共有者の持分の過半数を有する者と賃借人の間における合意のみでは足りず、賃貸人である共有者全員の同意を得る必要があるとされた事例。

【知財】

(15) 最三判平成14年9月17日判タ1107号196頁 平13(行ヒ)7

商標法56条1項において準用する特許法153条2項所定の手続を欠くという瑕疵がある場合であっても、当事者の申し立てない理由について審理することが当事者にとって不意打ちにならないと認められる事情のある場合は、上記瑕疵は審決を取り消すべき違法には当たらないとした事例。

(16) 最一判平成14年9月26日判タ1107号80頁 平12(受)580

→法務速報18号21番で紹介済

(17) 最判平成15年4月22日 最高HP 平成13(受)第1256号 補償金請求事件

上告人の従業員であった被上告人が、職務発明について特許を受ける権利を上告人に承継させたことによる相当の対価の支払を求めた事案につき、(1)勤務規則等に対価に関する条項があっても、それによる対価の額が特許法35条3項及び4項に従って定められる対価の額に満たないときは、その不足額を請求することができる」と判断して、「勤務規則等により算出された対価の額が相当の対価に満たない場合には、その額に拘束されることなく、相当の対価を請求することができる」とした下級審の判断を是認するとともに、(2)かかる対価の支払を受ける権利の消滅時効は、勤務規則等に支払時期に関する条項があれば、その支払時期から進行するものであると判断し、これに照らしても被上告人の権利につき消滅時効期間が経過していないことは明らかであるとして、「被上告人が本件訴訟を提起した時点において、被上告人の権利の消滅時効は完成していない」とした下級審の結論を正当であるとした事例。

(18) 東京高判平成15年4月14日 裁判所HP 平成14(行ケ)519 実用新案権 行政訴訟事件

原告は、無効審決が出される可能性があることを慮って、明細書を訂正し、審理の結果につき意見を申し立てる機会の付与を受けるために、準用に係る特許法153条2項による無効理由通知の起案を審理終結通知がされる前に要請するとともに、2回にわたり審理再開の申立てを行ったものであると認められるが、審理終結の通知があった当時には被告の本件審判請求がされてから既に3年半以上経過しているのであって、この時点で訂正の請求は著しく時期に後れたもので、本件審判手続の審理を著しく遅延させるものであると考えられるとして、「原告の再三の上申にもかかわらず、徒に審理を急ぎ原告に対して不当に厳しく接してされたものであるから、特許庁の措置は裁量権のゆ越又は濫用に当たり取り消されるべきである」という原告の主張を退けた。

(19) 東京高判平成15年4月14日 裁判所HP 平成13(行ケ)262 特許権 行政訴訟事件

無効審決取消訴訟の係属中に当該特許権について特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正審決が確定した場合には、当該無効審決は取り消されなければならないことは、判例(最高裁平成11年4月22日第一小法廷判決・裁判集民事193号231頁)とするところであり、特許請求の範囲のさ細な減縮をする訂正審判の繰り返しにより無効審決の確定を長期にわたって阻止することは特許法の趣旨目的に根本的に背馳すると被告は主張したが、このように不当な訂正審判を繰り返す行為を違法と解すべき余地があるとしても、本件がこのような場合に当たらないとして、被告の主張は採用しなかった。

(20) 東京地判平成15年4月16日 裁判所HP 平成13(ワ)15719 特許権 民事訴訟事件

マルチウインドウ機能(複数のウインドウをタイトルが見えるように重ねてディスプレイに表示する機能)に関する特許権を有する原告が、パーソナルコンピュータ(いわゆる基本OS「windows」を搭載したPC)を販売する被告の行為等が特許権を侵害するとして、販売等の差止めと損害賠償を求めた事例につき、本件の特許出願前に米国で開催されたパソコン見本市で同様の機能を持つソフトのマニュアルが配られており、本件発明はこれを基礎にして当業者が容易に発明することができたものであると認定し、本件特許は特許法29条2項の規定に該当する無効理由が存在することが明らかであり、本件特許権に基づく原告の本訴請求は権利の濫用に当たり許されないとし、原告による差止請求等を棄却した事例。

【民事手続】

(21) 東京高決平成14年9月12日判時1808号77頁 平成14(ラ)1086号

執行債権者が複数の銀行を第三債務者とし、各銀行の6ないし12の支店について順序を付し、各支店の預金債権の合計で定額に満つるまでの記載によって、預金債権差押命令の申立てを行ったケースにおいて、差押債権の特定が不十分であるとして、債権差押命令申立てを却下した原決定が維持された事例。

(22) 福岡高判平成14年10月25日判時1813号97頁 福岡高裁平成12年(ネ)1201号

浄土真宗本願寺派の永万寺において「法中」という宗教上の地位の確認請求が適法と認められ、請求棄却判決が下された事例。宗教上の地位の確認であっても、その地位は無名契約上の地位または時効取得された地位であり、宗教上の教義の解釈にわたらなくとも、法的に判断できるとの理由に基づいている。

(23) 東京高決平成14年12月11日金法1673号51頁 平成14年(ラ)第1082号

不動産競売手続の期間入札において、買受申出人は、当該買受申出人以外の者に対する売却許可決定につき、自己が最高価によって買受申出をしたことを理由としては、抗告を申し立てる利益を有するものと認められない。

(24) 大阪地判平成14年9月30日金法1672号40頁 平成13年(ワ)第10201号

破産者が、支払停止後破産宣告前に、金融機関である破産債権者に対する預金債権を相続により取得した場合、破産債権者の債務負担は、破産法104条2号但書の法定の原因に基づく場合に該当するといえるが、当該預金債権のうち、他の共同相続人が相続放棄をしたことにより、破産者の法定相続分を超えて破産債権者が負担した預金債務については、法定の原因に該当するといえることはできないから、相殺が禁止され、その効果を認めることができない、とした事例。

(25) 名古屋地決平成14年12月24日判時1811号152頁 平成5年(ワ)4294号

異議ある再生債権に関して、再生手続開始時に、既に訴訟が継続していたケースにおいて、訴訟を提起した債権者としては、債務者が再生債務者となり、届出債権に異議を申し立てられた場合には、不変期間内に訴訟の受継申立てをなさなければならないとして、追完事由が否定された事例。

【公法】

(26) 最三判平成14年9月17日判タ1107号185頁 平13(行ツ)38、平13(行ヒ)36  
→法務速報18号30番で紹介済

(27) 最一決平成14年9月26日判タ1111号131頁 平13(行ニ)5、平13(行ニ)6

自ら救済を申し立てなかった労働者が、その所属する労働組合の救済申し立てに係る救済命令の取消訴訟に行政事件訴訟法22条1項に基づく参加をすることにつき、当該救済命令の内容が当該労働者に対する賃金相当額の支払いを命じるなど当該労働者個人の雇用関係上の権利にかかわるものであっても、同人は「訴訟の結果により権利を害される第三者」には当たらないとして、参加の申立てを認められない。

(28) 最一判平成14年10月3日判タ1109号123頁 平成9年(行ツ)第62号 損害賠償請求事件

→法務速報18号32番で紹介済

(29) 最二判平成15年1月17日判時1813号64頁 平成12年(行ツ)369号、(行ヒ)352号  
→法務速報22号31番で紹介済

(30) 最二判平成15年4月25日 最高HP 平成13年(行ヒ)第230号 処分取消請求事件

自らの主導の下に、通謀虚偽表示により遺産分割協議が成立した外形を作出し、これに基づいて相続税の申告を行った者は、その後、相続税申告の基礎とされた遺産分割協議が通謀虚偽表示により無効であることを確認する判決が確定した場合には、国税通則法23条1項所定の期間内に更正の請求をしなかったことにつきやむを得ない理由があるとはいえないから、同条2項1号により更正の請求をすることは許されないとされた事例

(31) 大阪高裁判平成14年12月5日判タ1111号194頁 平成13(行コ)58、平成13年(行コ)103

1 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律1条の被爆者たる地位は、当該被爆者が日本に居住も現在もなくなることにより当然に失われるものではない。

2 来日して被爆者健康手帳の交付を受けて原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律1条の被爆者たる地位を取得し、かつ、同法27条の健康管理手当の支給認定を受けその後出国した韓被爆者につき、同人が出国後も当該被爆者健康手帳の交付を受けて取得した同法1条の被爆者たる地位にあるとされ、同人に対し健康管理手当の給付が命じられた事例。

【社会法】

(32) 最二判平成15年4月18日 最高HP 平成11年(受)第805号 出向命令無効確認請求事件

1 業務委託に伴い使用者が労働者に対し在籍出向を命じた場合において出向元との労働契約関係の存続自体が形骸化しているとはいえないときは、出向期間の長期化をもって直ちに転籍と同視することはできず、個別的同意を要しない。

2 業務委託に合理性があり、従業員の出向措置の必要性があり、出向対象者の人選基準に合理性があり、具体的な人選に不当性がなく、出向者の業務内容や勤務場所に変更はなく、生活関係、労働条件等において著しい不利益を受けるものとはいえず、出向命令の発令手続に不相当な点があるともいえない事情の下では、出向命令は権利の濫用に当たらない。

3 業務委託を継続した経営判断に合理性があり、既に委託された業務に従事している者を対象として出向延長措置を講ずることにも合理性があり、これにより出向者が著しい不利益を受けるものとはいえない事情の下では、出向延長措置も権利の濫用に当たらない。

【経済法】

(33) 最二判平成15年4月18日 最高HP 平成11年(受)第1519号 約定金、寄託金返還請求事件

1 証券会社が顧客に対して昭和60年6月に損失保障契約をした事案において、法律行為が公序に反することを目的とするものであるかどうかを判断する基準時は、法律行為がされた時点であるとして、これを有効であるとしたものの、損失保障契約の履行請求は、証券取引法42条の2第1項3号によって禁止されている財産上の利益提供を求めているものであるから、請求が許容される余地はないとされた事案。

2 利益提供行為の禁止を規定する証券取引法42条の2第1項3号の規定は、証券会社による利益提供行為を禁止することによって、投資家が自己責任の原則の下で投資判断を行うようにし、市場の価格形成機能を維持するとともに、一部の投資家のみならず利益提供行為がされることによって生ずる証券市場の中立性及び公正性に対する一般投資家の信頼の喪失を防ぐという正当な経済政策に基づく目的を達成するための手段として必要性又は合理性に欠けるものであるとはいえないから、憲法29条に違反しない

【刑事法】

(34) 最一決平成14年10月4日判タ1107号203頁 平14(あ)413

被疑者が宿泊しているホテル客室に対する搜索差押許可状の執行にあたり、搜索差押許可状の呈立で先立って警察官らがホテル客室のドアをマスターキーで開けて入室した措置は、差押対象物件である覚せい剤を短時間のうちに破棄隠匿されるおそれがあったことなど判示の事情のもとでは、適法である。

(35) 最二決平成14年10月15日判タ1107号201頁(平10(あ)961)

法務速報18号19番で紹介済

(36) 最三決平成15年4月14日 最高HP平成13年(あ)第1317号 建造物等以外放火、暴行被告事件

1 刑法110条1項(建造物等以外放火罪)にいう「公共の危険」は、同法108条(現住建造物放火罪)及び109条1項(非現住建造物放火罪)に規定する建造物等に対する延焼の危険に限られず、不特定又は多数の人の生命、身体又は前記建造物等以外の財産に対する危険も含まれる。

2 市街地の駐車場において、ガソリン約1.45ℓを車体のほぼ全体にかけた上、これにガスマスクで点検して放火した事案において、放火された自動車から付近の2台の自動車に延焼の危険が及んだことなどをもちて刑法110条1項にいう「公共の危険」の発生が認められた事例

(37) 最大判平成15年4月23日 最高HP 平成13年(あ)第746号 業務上横領被告事件

1 委託を受けて他人の不動産を占有する者が、これにほしいままに抵当権を設定してその旨の登記を了した後に、受託者が、その不動産につき、ほしいままに売却等による所有権移転行為を行いその旨の登記を了したときは、売却等による所有権移転行為について、横領罪が成立する。

2 検察官は、事案の軽重、立証の難易等諸般の事情を考慮し、先行の抵当権設定行為ではなく、後行の所有権移転行為をとらえて公訴を提起することができ、その場合裁判所は、所有権移転の点だけを審判の対象とすべきで、犯罪の成否を決するに当たり、売却に先立って横領罪を構成する抵当権設定行為があったかどうかというような訴因外の事情に立ち入って審理判断すべきではない。

3 「甲がその所有に係る不動産を第三者に売却し所有権を移転したものの、いまだその旨の登記を了していないことを奇貨とし、乙に対し当該不動産につき抵当権を設定しその旨の登記を了したときは、横領罪が成立する。したがって、甲がその後更に乙に対し代物弁済として当該不動産の所有権を移転しその旨の登記を了しても、別に横領罪を構成するものではない。」旨判示した最高裁判例(最高裁昭和31年6月26日第三小法廷判決・刑集10巻6号874頁)は上記見解に反する限度で変更する。

(38) 最一決平成15年5月1日 最高HP平成14年(あ)第164号 銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件

暴力団組長である被告人が、自己のボディガードらのけん銃等の所持につき、直接の指示は下していないものの、これを確定的に認識し、認容していた上、犯行時にボディガードらと行動を共にしていたことやボディガードらに対する地位、立場等が総合考慮され、共謀共同正犯の罪責を負うとされた事例

【その他】

(39) 最二判平成14年11月22日判タ1111号127頁 平10(オ)2190

→法務速報19号20番で紹介済

(40) 静岡地決平成14年7月19日判タ1109号252頁 平成14年(配子)第15号 配偶者暴力に関する保護命令申立事件

殴る蹴る等の肉体的損傷を与える直接的な暴力がなくても、非難・罵倒や手拳を申立人の顔めがけて振り回し顔面すれすれのところで止める寸止め行為を受けたことをもちて「配偶者からの暴力を受けた者」に該当するとされた事案。

法令・書籍(中村)

## 2. 5月の主な成立法令一覧

種類 提出回次 番号  
議案件名

・衆法 154 45

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法

・ ・ ・ 規制緩和により経営困難となった酒類小売業者のために免許の付与制限を行う法律

・ 閣法 156 8

雇用保険法等の一部を改正する法律

・ ・ ・ 就業促進手当の改善、教育訓練給付及び高齢雇用継続給付、雇用保険率等の見直しを行う改正

・ 閣法 156 11

エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法及び石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 二酸化炭素排出抑制に係る事業活動について財政上の支援を図る改正

・ 閣法 156 12

発電用施設周辺地域整備法及び電源開発促進対策特別会計法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 原子力発電用施設の周辺地域住民に対する事業促進、及び安全確保を図る財政措置

・ 閣法 156 15

港湾法等の一部を改正する法律

・ ・ ・ 電子処理による入港手続の簡略化、民間事業者による港湾施設整備の促進等

・ 閣法 156 16

空港整備法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 滑走路等の照明施設を空港の基本的な施設として位置付ける改正

・ 閣法 156 17

本州四国連絡橋公団の債務の負担の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律

・ ・ ・ 本四連絡橋公団の債務の一部を一般会計において承継する措置

・ 閣法 156 18

高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 高速自動車道の管理費用について国の全額負担を四分の三以上にする改正

・ 閣法 156 26

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時

措置法の有効期限を5年延長する改正

- ・閣法 156 40  
国立学校設置法の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 東京商船大学と東京水産大学を統合し東京海洋大学とし、神戸商船大学を神戸大学に統合する他、多数の国立学校の統廃合を図る改正
- ・閣法 156 49  
独立行政法人環境再生保全機構法  
・ ・ ・ 独立行政法人環境再生保全機構の目的、業務の範囲等を定める法律
- ・閣法 156 50  
日本環境安全事業株式会社法  
・ ・ ・ 日本環境安全事業株式会社の目的、業務の範囲等を定める法律
- ・閣法 156 76  
酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 酒類販売業等の免許の要件を追加する法律
- ・閣法 156 101  
法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律  
・ ・ ・ 法科大学院設立に伴い、裁判官及び検察官等の国家公務員が私立大学で業務を行うために必要な給与、社会保険、地位等に関する措置を定めた法律
- ・閣法 156 104  
保険業法の一部を改正する法律  
・ ・ ・ いわゆる「逆ざや」問題に対して保険契約者の保護を図るため、予定利率の引き下げ等契約条件の変更を行った際の措置を図る改正

---

### 3. 5月の主な発刊書籍一覧 (私法部門)

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

- ・北川善太郎監・コピーマート研究会編 サイエンス社 240頁 ¥1800  
ライブラリ電子社会システム 4 インターネットにおける著作権取引市場 コピーマート
- ・吉垣 実 成文堂 230頁 ¥4500  
会社訴訟の研究
- ・小林信明・三村藤明・近藤泰明編著 中央経済社 404頁 ¥3600  
改正会社更生法のすべて 新法・新規則の全条文を収録
- ・河村 貢・豊泉貫太郎・河和哲雄ほか編 商事法務 1044頁 ¥5500  
別冊商事法務259 株主総会想定問答集 平成15年度版
- ・今井 宏監 商事法務 325頁 ¥3800  
株主総会・取締役会・監査役会議事録作成マニュアル〔新訂第2版〕
- ・西村善朗・松崎為久編著 中央経済社 280頁 ¥2500  
個人金融商品の仕組みと税務
- ・河野玄逸・北沢義博・北 秀昭編著 商事法務 346頁 ¥2800  
実践 コンプライアンス・ファイル
- ・三山峻二・松村信夫 法律文化社 536頁 ¥5300  
実務解説 知的財産訴訟
- ・別冊商事法務編集部編 商事法務 581頁 ¥4500  
別冊商事法務260 招集通知・議案の記載事例
- ・川野雅之 中央経済社 268頁 ¥2600  
中小企業のための民事再生手続マニュアル
- ・石山卓磨・上村達男・川島いつみ他編 商事法務 929頁 ¥23000  
21世紀の企業法制 酒巻俊雄先生古稀記念
- ・中西正明 有斐閣 380頁 ¥7000  
保険契約の告知義務

---

### 4. 5月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門) ★は後記に解説あり

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

- ・堀部政男編著 サイエンス社 280頁 ¥2380

## インターネット社会と法

・三井 誠・町野 朔他編 信山社出版 928頁 ¥6300  
刑事法辞典

・藤井俊夫 成文堂 384頁 ¥2900  
情報社会と法

・山手治之・香西 茂編集代表 東信堂 410頁 ¥5700  
21世紀国際社会における人権と平和 上巻 国際社会の法構造：その歴史と現状

・山手治之・香西 茂編集代表 東信堂 468頁 ¥6300  
21世紀国際社会における人権と平和 下巻 国際社会における人権と平和の保障

・山手治之・香西 茂・松井芳郎編集代表 東信堂 1060頁 ¥2400  
ベーシック条約集〔第4版〕

・仲谷栄一郎・井上康一・梅辻雅春ほか著 商事法務 457頁 ¥5000  
外国企業との取引と税務〔第3版〕

・谷 勝宏 信山社出版 600頁 ¥15000  
議員立法の実証研究

・前野育三・前田忠弘・松原英世他著 法律文化社 230頁 ¥2300  
刑事政策のすすめ 法学的犯罪学

・白羽祐三 中央大学出版部 176頁 ¥2100  
日本比較法研究所研究叢書 61 刑法学者 牧野英一の民法論

・小栗 実編著 法律文化社 220頁 ¥2700  
新・検証日本国憲法

・横井芳弘・角田邦重・脇田 滋編 法律文化社 456頁 ¥3400  
現代法叢書 新現代労働法入門〔第2版〕

・安藤高行・大熊義和編 法律文化社 486頁 ¥9000  
手島孝先生古稀祝賀記念論集 新世紀の公法学

・租税事件訴訟研究会編 税務経理協会 666頁 ¥5800  
租税判例年報 平成13年度 通巻第13号

・水野忠恒 有斐閣 530頁 ¥5800  
法律学大系 租税法

・松井茂記 大阪大学出版会 256頁 ¥1800  
大阪大学新世紀レクチャー 日本国憲法を考える . . . ★

・宇都宮健児他著 中経出版 280頁 ¥1400  
職業としての弁護士 . . . ★

---

## 5. 発刊書籍<解説>

・大阪大学新世紀レクチャー 日本国憲法を考える  
日本国憲法に関する教書書籍。文体は平易で読み易さ重視であるものの、憲法問題に関する伝統的な論点を抑えつつ、時事的な事例を多く取り上げ、判例等を織り交ぜて解説している。初学者向けというよりも資格試験向けの参考書として一読の価値がある。

・職業としての弁護士  
弁護士という仕事について、現役弁護士がそれぞれの実務経験に基づいて語ったエッセイ的書籍。一人一章担当でそれぞれ異なった問題を取り扱っており、総合的に弁護士という業務が如何なるものか垣間見られる構成となっている。法的問題、事実問題から私生活的な記載に至るまで掘り下げた内容が多く、当該問題を担当する実務家もそれを目指す者にも大変興味深い。

---

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---